

# 「後期高齢者医療制度」の保険料などをお知らせします

平成20年4月から、75歳以上の方（65歳以上の一定の障害がある方を含む）を対象として始まる後期高齢者医療制度。その保険料率などが、平成19年11月に行われた静岡県後期高齢者医療広域連合議会で決定しましたのでお知らせします。

☎ 市民課国保年金係 ☎ 44-3113

## 保険料は「均等割額 + 所得割額」

保険料は、被保険者すべてが同じ額を負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額

+

所得割額 ( 1 )

=

個人の保険料

## 平成20・21年度の保険料率など（年間）

均等割額	36,000円
所得割率	6・84%
賦課限度額	50万円

保険料率などは、各都道府県の後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直しが行われます。

( 1)所得割額は、被保険者それぞれの所得(基礎控除後の総所得金額など)に所得割率を掛けた額で算出されます。

## 保険料の軽減措置

所得の少ない世帯に属する被保険者は、次のように均等割額が軽減されます。

<均等割額の軽減割合と該当要件>

世帯の総所得金額	軽減割合
「基礎控除額(33万円)」を超えない場合	7割軽減
「基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者数」を超えない場合	5割軽減
「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数」を超えない場合	2割軽減

健康保険組合などの被用者保険の被保険者である子どもと同居するなど、被用者保険の被扶養者としてこれまで保険料を負担してこなかった方の保険料は、前年の所得の有無にかかわらず、後期高齢者医療制度に加入した時から2年間は所得割額は賦課されず、5割軽減した均等割額のみとなります(所得の少ない世帯の7割軽減に該当するときは7割軽減)。

ただし、平成20年度の均等割額については、4～9月分は0円、10月～平成21年3月までは9割軽減した額になります。

## 保険料の例（年額）

夫婦とも後期高齢者医療の被保険者である2人世帯(※2)

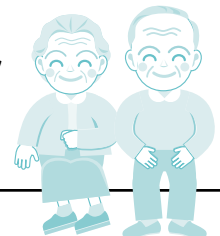
1人世帯

世帯主の所得金額(万円)	世帯主の年金収入額(万円)	夫婦の保険料の合計額(円)	軽減の適用	1人世帯の保険料額(円)	軽減の適用
33以下	153以下	21,600	所得割なし、均等割7割軽減	10,800	所得割なし、均等割7割軽減
72.5	192.5	63,000	均等割5割軽減	55,800	均等割2割軽減
83	203	91,800	均等割2割軽減	63,000	
88	208	95,200		軽減なし	73,600
160	280	158,800	122,800		
200	320	186,200	150,200		
250		220,400	184,400		
300		254,600	218,600		
400		323,000	287,000		
500		391,400	355,400		

年金以外の所得がある場合は、所得の合計額で計算してください。

保険料の納付は、世帯ごとではなく、個人ごとになります。

( 2)夫婦とも後期高齢者医療の被保険者である2人世帯で、配偶者の収入は基礎年金で所得が0円の場合の世帯主の所得(年金収入)です。



# よくある質問 Q&A

**Q?** 「後期高齢者医療制度」って何ですか？

**A!** 後期高齢者医療制度は、現在の老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度で、75歳以上(65歳以上で一定の障害がある方を含む)を対象とした医療制度です。急速な高齢化が進み、高齢者の医療費が増加しており、今後も安定した医療制度を続けていくために、平成20年4月から始まります。

県内すべての市町が加入する「静岡県後期高齢者医療広域連合」が運営し、各種届け出などの窓口業務や保険料の徴収は、各市町が行います。

**Q?** 医療機関への受診方法や負担はどのように変わりますか？

**A!** 平成20年4月1日以降、医療機関にかかる時は、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関の窓口に出してください。

医療機関の窓口で支払う金額(負担割合)は、これまでの老人医療と変わりません。原則として、自己負担割合は1割、現役並み所得者(3)の自己負担割合は3割です。(3)同一世帯に課税所得145万円以上の所得のある人。

**Q?** 「後期高齢者医療制度」に加入するのは、いつからですか？

**A!** 現在、老人保健に加入している方は、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者となります。平成20年4月以降に75歳以上になる方は、75歳の誕生日から自動的に加入することになります。

75歳になった時(誕生日当日から)  
65歳以上の方が一定以上の障害の認定を受けた時

**Q?** 「後期高齢者医療制度」の被保険者証は、いつごろ届きますか？

**A!** 新しい被保険者証は、平成20年3月に郵送します。これまでの健康保険の被保険者証と老人医療受給者証の代わりに、新しい後期高齢者医療制度の被保険者証を1人1枚交付します。

対象の方には、老人医療受給者証だけでなく、これまで加入していた各種健康保険の被保険者証を返却していただき、後期高齢者医療の被保険者証に切り替えていただきます。

平成20年4月以降に75歳になる方は、誕生日の前に被保険者証を郵送します。

**Q?** 私たちの保険はどうなりますか？

<例1> A(夫)さん77歳、B(妻)さん70歳で、現在、国民健康保険に加入している場合。

<例2> Cさん75歳で、現在、息子の社会保険の被扶養者の場合。

<例3> D(夫)さん78歳、E(妻)さん68歳で、現在、Dさんは社会保険の被保険者で、EさんはDさんの被扶養者の場合。

**A!** 75歳以上の方は、現在加入している保険や扶養関係を問わず、後期高齢者医療制度に加入となります。

また、<例3>のように現在、社会保険の夫が後期高齢者医療制度に加入した場合、妻は社会保険の被扶養者から外れ、国民健康保険に加入することになります。

【現在】

【平成20年4月から】

